

町石道・小辺路周辺準景観地区(※4)

(1) 目的

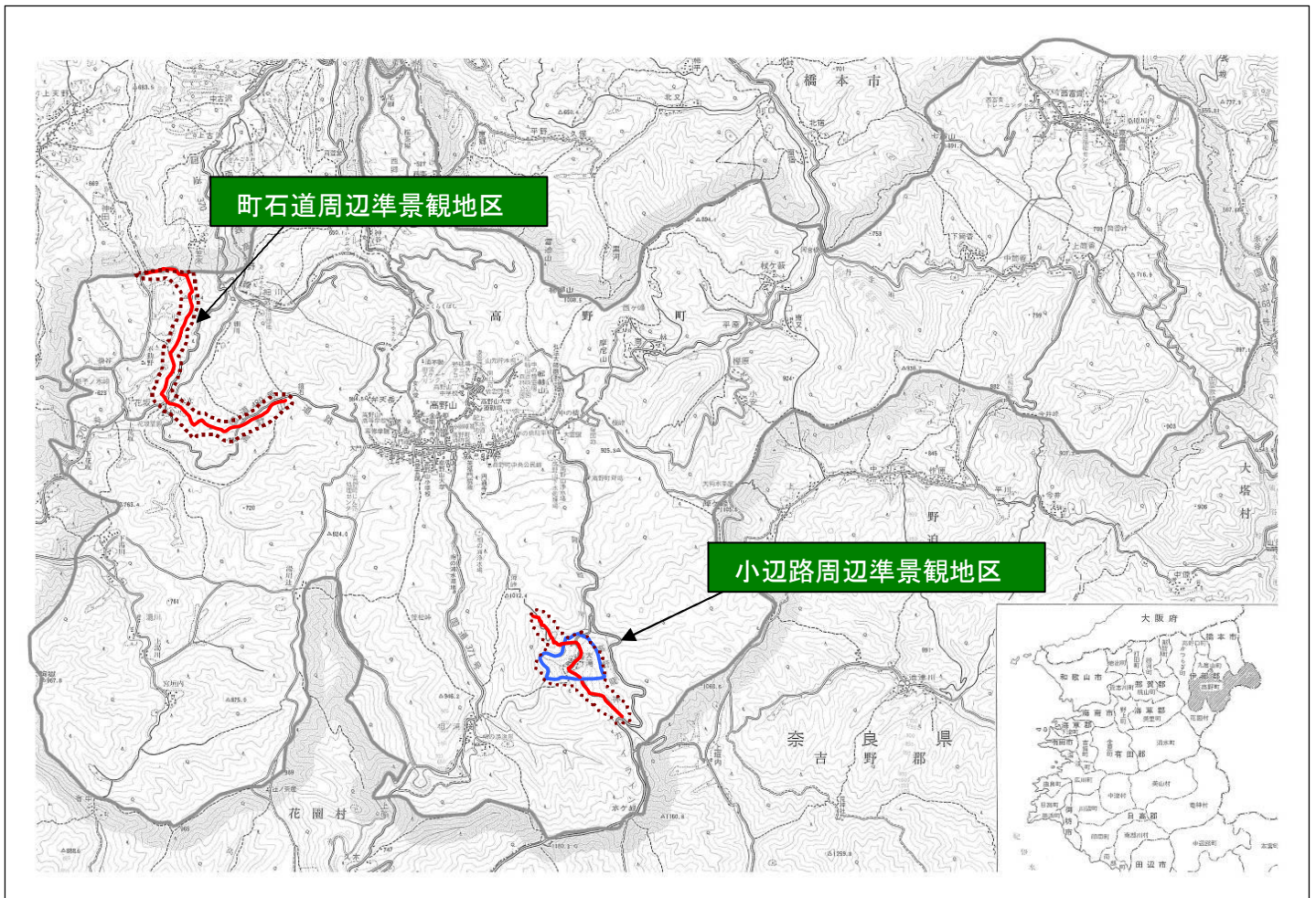
準景観地区は、都市計画区域外の景観計画区域において、積極的に景観形成を図る地区について指定されます。

建築物や工作物のデザイン・色彩などについて認定制度が適用されます。

(2) 範囲

高野町大字花坂、細川、大滝地区の一部で、町石道・小辺路周辺地区。

町石道、小辺路の道路境界から50mの範囲。(世界遺産バッファゾーン)



準景観地区



自然公園特別地区

普通地域界



町石道、小辺路

(3) 認定対象行為

行為の種類		対象となる規模等
建築物 工作物	新築(新設)、増築、 改築、移転外観の変更	全て